慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	陸奥出羽按察使と秋田城司
Sub Title	Mutsu-Dewa azechi (inspector of the Mutsu and Dewa Provinces) and the provincial governor of Akita-jo Castle
Author	十川, 陽一(Sogawa, Yoichi)
Publisher	三田史学会
Publication year	2024
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.93, No.1 (2024. 6) ,p.1 (1)- 28 (28)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論文
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-20240600-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

陸奥出羽按察使と秋田城司

十川陽一

はじめに

出羽は、陸奥とならぶ辺要国であり、古代を通じて軍事的な衝突が継起的に発生した地域である。その出羽国の軍備は、陸奥と比べて脆弱であったことが夙に指摘されてきた。出羽の軍制については、高橋崇氏による基本的な情報の整理・分析の後、[1]鈴木拓也氏によって詳細な検討が進められた。鈴木氏によれば、出羽国の軍団は一団、鎮兵も八世紀末まで設置されないなど、律令国家と蝦夷との関係が陸奥国ほど緊張したものではなかったことを背景に、軽微な軍備であった。また出羽の鎮兵は、秋田・雄勝二城を守衛し、兵士が六番交替で国府を守衛する体制であったが、例兵が置かれない状況が続いたのち、元慶の乱後の元慶三〜五年の三か年に限り、番上の兵士を長上に改め、国府のほかに上記の二城にも配備するという変則的な軍制が敷かれた。[2]

出羽国の軍備が軽微である理由には、陸奥に比して比較的安定した情勢であったことが指摘されているように、[3]軍制の在り方は単に軍事的な問題だけではなく、支配の在り方や展開を知る上で重要な手掛かりとなる。ただし史料が限定的なこともあり、出羽の軍制についての専論は多くはない。

出羽国は、養老五年（七二一）八月癸巳条に、「出羽隷二陸奥按察使。一」とあるように、七二〇年代以降は陸奥按察使の管下となるが、これ以降の出羽国が、按察使の下で征夷関連事業に動員されている様子を見ることが出来る。天平九年（七三七）の大野東人による陸奥出羽直路開削では、兵士五〇〇人を率いた出羽国司が大室駅

で東人らを出迎えており、天平宝字四年（七六〇）には藤原朝獵指揮下で桃生城・雄勝城の造営に功のあった陸奥出羽国司に叙位がなされている。また弘仁二年（八一一）の征夷では、文室綿麻呂の指揮下で陸奥・出羽国司が戦闘を行っている。

このように出羽国における軍事は、按察使との関係も踏まえて理解する必要があるが、古代の東北史についての研究は、史料の残存状況もあって、必然的に陸奥国が中心となることが多く、出羽が広域行政や律令国家の辺境政策の中でどのように位置づけられていたのか、具体像が不明な部分も多い。

ところで平安時代以降の出羽国には、後世武門の名誉職[4]とされた出羽城介が設置され、秋田城を中心とした鎮撫を担うこととなるが、こうした姿は、奈良時代からの制度的な転換があったことを窺わせる。

本稿では、八～九世紀の出羽国について、按察使や、秋田城を中心とした出羽国の軍事体制の変化の画期を検討することにより、律令国家の辺境政策と出羽国の関係性の一端を考えてみたい。

なお、ここまで特に断ってこなかったが、六国史からの引用については、史料名を省略する。

一、按察使について

（1）按察使への理解

まず、按察使に関する先行研究の理解からみておきたい。

按察使に関しては、古くから行政に関する権限が重視されてきた[5]。こうした理解は、そもそも按察使が国司の上級監督官としての性格を有する官[6]であったことに基づくものであり、基本的に首肯すべきである。

ただし辺要国である陸奥・出羽においては、辺境経営や征夷との関係性も考慮されなくてはならない。こうした点について、たとえば渡部育子氏は、八世紀の陸奥出羽按察使の大部分が鎮守将軍と兼任しているのは、按察使のもつ行政権と鎮守将軍のもつ軍事権を一人に集中する必要があったために上級国司としての按察使の特質を有するようになったと指摘している[7]。また今泉隆雄氏は、養老五年（七二一）八月の陸奥按察使による出羽管轄は、奥羽に共通する辺境経営と征夷を、按察使のもつ上級広域の権限をもって一体的に行おうとしたものであると論じている[8]。このように陸奥出羽按察使は、単なる軍事指揮官・行政官としてではなく、八世紀の征夷事業と連動

したポストとして理解される。ただし、按察使は令に規定のない官であることもあり、具体的な管掌の在り方などは不明な点も多い。

さて、平安時代以降には、按察使は遥任が増えるなど、[9]八世紀以前との質的な変化が窺える。

こうした変化を理解する上での論点の一つとして、陸奥国官員内での按察使の位置づけを明記した、『類聚三代格』巻五、加減諸国官員并廃置事、延暦十七年（七九八）六月二十八日官奏がある。

太政官謹奏

定二陸奥国官員一事

按察使一人　記事一人　守一人

介一人　大掾一人　少掾一人

大目一人　少目二人　博士一人

医師一人　史生五人　守傔仗二人

右上件官員、臣等商量所レ定如レ右。伏聴二天裁一、謹以申聞。謹奏。聞。

延暦十七年六月廿八日

高橋崇氏は、この格によって陸奥出羽按察使の権限が拡大したと評価している。[10]渡部育子氏も、延暦十七年格の後、弘仁二年（八一一）三月甲寅条の人名配列から、[11]按察使が鎮守将軍よりも上位にあることが窺え、承和四年（八三七）四月癸丑条（本章(3)参照）において按察使が鎮守将軍の報告に基づいて軍事方針を定め、中央にその旨を奏言するなど、按察使が陸奥出羽における行政だけではなく軍事的にも最高指揮官となっているとみて、[12]延暦十七年格を按察使の権限拡大の画期と評価する。

ところでこの延暦十七年格は、陸奥国の官員について整理したものとして重要ではあるが、鎮守府について触れていない。鎮守将軍は、征討機能の強化や、[13]常駐する征討軍としての鎮兵を統括する機能を、兼官により陸奥国司に付与する意味があったことなどが指摘されている。[14]鎮守将軍が延暦十七年官符で按察使の下に位置づけられていない点について、鈴木拓也氏は、延暦十七年格は守に按察使を兼任させることを前提としたものであり、胆沢地域の管轄のために鎮守府が国府から分離してゆくに伴って、新たに両者を上から管轄する官として按察使を位置づけたものと評価している。[15]ただ、この理解でも延暦十七年格に鎮守将軍が規定されていないことは十分に説明されていないように思う。

また鈴木氏は、按察使の相当位を正五位上から従四位下へ引き上げた『類聚三代格』巻五、定官員并官位事、

弘仁三年正月二十六日官奏（本章（3）参照）によって按察使が高位高官の職となり遥任化したこと、同時にこの時期には陸奥出羽にとっても不要なポストになっていたことを指摘する[16]。ただし遥任化した後も、按察使記事は赴任しており[17]、按察使そのものが不要であるか否かは検討の余地が残ろう。

このように平安初期において、陸奥出羽按察使の性格に一定の変化があったことは疑いないが[18]、そもそも令外官であるため、奈良時代の具体像、特に按察使と陸奥守・鎮守将軍といった諸官との関係などもはっきりしたものではなく、これらの関係性や按察使の性格がいつ・どのように変化したのか、という点についてはなお検討すべき課題が残るものと考える。

（2）八世紀の按察使

そこで、延暦十七年（七九八）以前の按察使について、鎮守府との関係を軸に整理しておきたい。

八世紀の陸奥（出羽）按察使については、表1に整理した通りである。大野東人・藤原朝獵・紀広純・大伴家持などのように、初期から鎮守府と兼官しているケースもあれば、大伴駿河麻呂は陸奥守のみ兼官していた状態から、鎮守府を兼ねることになっており、一様ではない。事例は少ないものの、八世紀段階では按察使の職掌は制度的に鎮守府将軍と直結するものではなく、多くの先学が述べる通り、政策上の必要性によって兼官[19]していたという評価が妥当であろう。

按察使と兼任している鎮守将軍について、天平九年（七三七）四月戊午条に、

遣陸奥持節大使従三位藤原朝臣麻呂等言、以去二月十九日到陸奥多賀柵。与鎮守将軍従四位上大野朝臣東人共平章。且追常陸・上総・下総・武蔵・上野・下野等六国騎兵惣一千人。（後略）

とあるように、鎮守府将軍の大野東人が、持節大使の下で鎮守将軍として職務に従事していることが読み取れる。東人は、天平九年正月丙申条に「陸奥按察使大野朝臣東人」とあり、按察使と鎮守将軍を兼ねていたとみられるが、四月戊午条に按察使とみえない点を重視すれば、按察使とは平時における陸奥出羽の全体を管轄する官であり、軍事的な職掌はあくまでも鎮守将軍のものとして、按察使とは別個に存在していたと評価できるのではないだろうか[20]。

さて、三十八年戦争当時には、藤原小黒麻呂、大伴家

持、そして次節で触れる坂上田村麻呂のように、征夷将軍（以下、個別の名称を表記する場合を除き、総称としては征夷将軍と称する）が按察使以下を兼任するケースが増加する傾向を見て取ることができる。蝦夷の蜂起や大規模征夷が連続する中で、按察使・陸奥国司・鎮守将軍を一体化させるという有事の体制とみられよう。

では、この時期の征討将軍を兼ねない按察使はどうであろうか。たとえば多治比宇美は、按察使・陸奥守・鎮守将軍を兼ねた持節征東将軍の大伴家持の下で鎮守府副将軍の任にあり、延暦四年に家持の後任として按察使・陸奥守を兼ねることになった。この時の鎮守将軍は、延暦六年閏五月丁巳条に、鎮守将軍から日向権介に左降されたことのみえる百済俊哲であったとみられる。俊哲は、宝亀十一年（七八〇）から鎮守副将軍とみえ（同年六月辛丑条など）、延暦九年に罪が許されたのち延暦十年に再び鎮守将軍となっており、延暦四年時点の家持の後任としての鎮守将軍も、俊哲であったと考えられる。

多治比宇美に話題を戻すと、宇美は、延暦八年に行われた征夷の時点で鎮守将軍となっているが、当該征夷に関しての活動を示す記事が『続日本紀』にみえず、征東副使兼鎮守副将軍の阿倍猨嶋墨縄が前軍別将として前線に赴いている。墨縄は、桓武朝初年から征夷に従事し、延暦七年に鎮守副将軍となった坂東出身の豪族であった。樋口知志氏が述べるように、墨縄は長く鎮守府に勢力を張った存在であったとみられ[21]、上述のような百済俊哲から多治比宇美への鎮守将軍交替の経緯があったことも考えあわせれば、武官として事実上の鎮守府のトップにあったのは墨縄であったとみておきたい。すなわち宇美は、本来鎮守将軍であるべき俊哲が不在の時期に、その穴を埋めるために臨時に兼官していたに過ぎなかったとみられる。この点からも、按察使と鎮守将軍は原則的に別系統のポストであったと考える。

なおこの期間は三十八年戦争の時期にあたり、俊哲が鎮守将軍に任ぜられる前年の延暦三年には、二月癸丑に持節征東将軍大伴家持、副将軍文室与企、軍監入間広成・阿倍猨嶋墨縄が任命されているが、この征夷は実現しなかった。このことに伴い、延暦四年に按察使・陸奥守と鎮守将軍が分離するという、平時の体制に戻されたと理解できよう。

その次に按察使となった多治比浜成は、延暦七年に征東副使となり、紀古佐美のもとで征夷に従軍した際、「浜成等掃〻賊略〻地、差勝〻他道。」（同八年七月丁巳条）

表１　８世紀の按察使と陸奥国諸官・征東将軍

		按察使	陸奥国司	鎮守府官人	征東将軍など
和銅元	708		上毛野小足（任）		
和銅２	709		上毛野安麻呂（任）		巨勢麻呂　陸奥鎮東将軍
養老４	720	上毛野広人（終）			多治比県守　持節征夷将軍
養老５	721				多治比県守　持節征夷将軍
神亀元	724	**大野東人（見）**		**大野東人（見）**	藤原宇合　持節大将軍
神亀２	725				藤原宇合　征夷将軍
天平元	729			**大野東人（見）**	
天平９	737	**大野東人（見）**		**大野東人（見）**	藤原麻呂　持節大使
天平11	739	**大野東人（見）**	**大野東人（見）**	**大野東人（見）**	
天平15	743		百済敬福（任）		
天平18	746		石川年足（任）		
			百済敬福（任）		
天平勝宝元	749		百済敬福（見）		
天平勝宝４	752		佐伯全成（任）		
天平宝字元	757	**大伴古麻呂（任）** ※同年中に解任	佐伯全成（終） **藤原朝獵（任）**	**大伴古麻呂（任）**	
天平宝字４	760	**藤原朝獵（見）**		**藤原朝獵（見）**	
天平宝字５	761	**藤原朝獵（見）**			
天平宝字６	762		田中多太麻呂（任）	**藤原朝獵（見）**	
天平宝字７	763	藤原田麻呂（任）			
天平宝字８	764		田中多太麻呂（任）	田中多太麻呂（任）	
神護景雲元	767		石川名足（任）	田中多太麻呂（見）	
神護景雲２	768			石川名足（任）	
神護景雲３	769		石川名足（任）		
宝亀元	770			坂上苅田麻呂（任）	
宝亀２	771		佐伯美濃（任）	佐伯美濃（任）	
宝亀３	772	**大伴駿河麻呂（任）**			
宝亀４	773	**大伴駿河麻呂（見）**	**大伴駿河麻呂（任）**	**大伴駿河麻呂（任）**	
宝亀５	775	**大伴駿河麻呂（見）**	**大伴駿河麻呂（見）**	**大伴駿河麻呂（見）**	
宝亀６	776	**大伴駿河麻呂（見）**		**大伴駿河麻呂（見）**	
宝亀７	776	**大伴駿河麻呂（終）**		**大伴駿河麻呂（終）**	
宝亀８	777	**紀広純（任）**	**紀広純（任）** ※宝亀６年より介	**紀広純（見）** ※宝亀５年より副将軍	
宝亀９	778	**紀広純（見）**			

宝亀11	780	**紀広純（終）**	大伴益立（任）	※副将軍・紀広純（見）	藤原継縄　征東大使 **藤原小黒麻呂**　持節征東大使
天応元	781	**藤原小黒麻呂（任）**	紀古佐美（任） 内蔵全成（任）		**藤原小黒麻呂**　持節征東大使
延暦元	782	**藤原小黒麻呂（任）** **大伴家持（任）**	**大伴家持（見）**	**大伴家持（任）**	
延暦2	783	**大伴家持（見）**			
延暦3	784			※副将軍・**多治比宇美**（任）	**大伴家持**　持節征東将軍
延暦4	785	**大伴家持（終）** **多治比宇美（任）**	**多治比宇美（任）**	**大伴家持（終）**	
延暦6	787			百済俊哲	
延暦7	788	**多治比宇美（見）**	**多治比宇美（見）**	**多治比宇美（任）**	紀古佐美　征東大使
延暦8	789				紀古佐美　征東大将軍
延暦9	789	**多治比浜成（任）**	**多治比浜成（任）**		

※延暦17年以前の按察使在任が確認できる最後の事例である延暦9年までを採録した。
※陸奥国司・鎮守府官人は注記しないかぎりは守・将軍とする。
※征東将軍などは、陸奥方面への派遣のみ記載した。
※按察使との兼官がみられる人物については、ゴチック体で示した。
※作成にあたって、仁藤敦史編「古代における北方交流史の研究」（『国立歴史民俗博物館研究報告』84、2000年）所収の国司等補任表、ならびに青森県史編さん古代部会編『青森県史　史料編1　文献史料』（青森県、2001年）も参照した。

とあるように、征討軍が大敗するなかで若干の戦果を挙げている。延暦九年三月に按察使兼陸奥守となった際の位階は従五位上と、この前後の按察使よりやや低い位階である。浜成は、延暦十年七月に征夷副使に任ぜられているが、このいわゆる桓武朝の第二次征討では、征討副使として他に鎮守府将軍百済王俊哲・鎮守府副将軍巨勢野足などが配されており、第一次征討の失敗を受けて現地組織が改めて征夷事業の中核として位置づけられた編成であると評価される。[22]第二次征討は、浜成の按察使任命の翌月には征夷のために諸国に革甲を造らせているように（閏三月庚午条）、この頃には実施が計画されている。すなわち浜成の按察使任官は、第二次征討を見越して征夷将軍のもとで幕僚として機能させるような人事であり、行政のトップである按察使と、軍事の中心である鎮守府とは分掌体制が採られたと考えておきたい。

以上のように、八世紀の按察使と鎮守将軍は、それぞれ独立した職掌を持つものであったとみられる。そうしたなかにあって、有事を中心に

按察使が鎮守将軍を兼ねる例が蓄積され、軍事指揮権を有する状態が定着していったものと考えておきたい。

（3）延暦十七年格以後の按察使

それでは、延暦十七年（七九八）格以後、遥任化する段階も含めて、按察使がどのように展開してゆくのか、まずは実際に赴任した、あるいはその可能性の高い按察使から検討したい。

まず、坂上田村麻呂である。田村麻呂は、近衛府を歴任した上で、延暦十年に征東使、同十五年に鎮守将軍を兼ね、同十九年十一月には「征夷大将軍近衛権中将陸奥出羽按察使従四位上兼行陸奥守鎮守府将軍」とみえる（『類聚国史』一九〇俘囚、『日本紀略』同月庚子条）ように、鎮守将軍を兼任していた。ここで注意しておきたいのは、田村麻呂の例が、按察使が陸奥守と鎮守将軍を兼ねた最後、という点である。すなわち、延暦十七年格が出されてほどなくして、按察使が鎮守府官人を兼ねる例が見えなくなるのである。前節で述べたように、平時は按察使・鎮守将軍が別個の官であった可能性が高いことを考えあわせれば、按察使と鎮守将軍の兼官は、延暦十七年格が出た時点の実態としては行われていたが、あくまでも大規模征討時の臨時体制であり、原則としてはそれまでと同様、按察使と鎮守将軍の職掌は別系統に存在していたものと考えるべきであろう。すなわち、按察使は国府を所管するが、鎮守府は国司と兼任することが多いにせよ、本質的には按察使の所管外であったため、延暦十七年官符に鎮守将軍が規定されなかったとみておく。

田村麻呂に次いで按察使となったのが、大同三年（八〇八）五月に任ぜられ、弘仁元年（八一〇）八月まで見任していた藤原緒嗣である。[23] 緒嗣は、大同四年三月戊辰条に「為レ入二辺任一、辞二見内裏一」とあるように現地へ赴任しているが、右衛士督・東山道観察使と兼任しており、行政面の期待が高かったと評価される。[24] ただし、大同三年六月壬子朔条に、

東山道観察使従四位上守刑部卿兼右衛士督陸奥出羽按察使臣藤原朝臣緒嗣言、伏奉二去月廿八日勅一。以レ臣遷二任東山道観察使一、兼二帯陸奥出羽按察使一。臣以二弱庸一。躡一□非拠一。負乗之咎、年月積淹。今復恩寵崇重、方任加授。無レ所レ逃レ責、栄悚相交。臣聞、簡レ才官レ人、聖上之通範。量レ力就レ列、臣下之恒分。臣性識羸劣、久纏二疾痾一。戎旅之図、

未二嘗所レ学。而委二愚臣一、専総二辺鎮一、軍機多レ変、兵術靡レ常。若万一有レ躓、事意相違、即非二啻微臣之死罪一。（後略）

とあるように、緒嗣の時点には按察使が軍事と密接に関わるという認識があり、按察使として武官的な役割が期待される側面が存在していたことが窺えよう。

弘仁年間の按察使である文室綿麻呂は、「武芸之人、頻経二辺戦一」（弘仁元年九月戊申条）とあるように、辺境での戦闘経験を持った人物であった。弘仁元年九月癸丑に参議正四位上で大蔵卿と陸奥出羽按察使を兼ね、弘仁二年四月庚辰に征夷将軍となり、弘仁五年まで按察使の任にあった。その際の副将軍は、出羽守大伴今人・鎮守将軍佐伯耳麻呂[25]・陸奥介坂上鷹養であり、陸奥出羽官人を横断的に編成した体制をとっている。按察使として征夷を主導する点は田村麻呂などと同様であるが、陸奥守・鎮守将軍といった官を兼官しない点が大きな違いであろう。徳政相論以後の征夷事業の転換[26]も背景にあるとはみられるが、陸奥出羽における平時の最上位者としての按察使に、非常時には征夷将軍の任が付加されるという点は、按察使の質的変化を考える上で重要な画期であると考える[27]。そうした時期に、『類聚三代格』巻五、定官員并官位事、弘仁三年正月二十六日官奏によって、

太政官謹奏

応レ増二陸奥出羽両国按察使位階一事

右謹検二案内一、去養老五年六月十日奏、用二件官品一准二正五位上一。尓来流行以至二今日一。臣等商量、方面之任、威風所レ存。夷囚之侶、瞻仰是頼。然則職重階軽、管大勢少。伏望、増二階品一為二従四位下官一、将下優二辺守一且鎮中物情上。臣等商量具レ件如レ前。伏聴二天裁一、謹以申聞。謹奏。聞。

弘仁三年正月廿六日

と、按察使の位階引き上げが実施されていることは、按察使が鎮守府も含めた陸奥出羽全体を統括する官として、より高い相当位を付与するという意味合いがあったのではないだろうか。すなわち按察使の制度的な位置づけが大きく変化したのは、弘仁年間のことと評価すべきであると考える。

なお綿麻呂は、弘仁三年十二月己丑条に「参議従三位文室朝臣綿麻呂為二左衛門督一。大蔵卿陸奥出羽按察使如レ故。」、弘仁五年八月辛未条には「参議従三位文室朝臣綿麻呂為二兼右衛門督一。陸奥出羽按察使如レ故。」とあるように京官を兼任しており、弘仁の征夷が一端終っ

た時点では在京していたとみられる。すなわちこの頃から、按察使は有事に陸奥出羽にいるべき官であるが、必ずしも平時から陸奥出羽に常駐する官ではなくなった可能性も考えられる。

この点について、綿麻呂よりも後に現地に赴任した按察使からみておきたい。(28)

天長元年（八二四）に、陸奥守に任ぜられて按察使を兼ねた伴勝雄（『類聚国史』六十六、薨卒、天長八年十二月壬申条卒伝）については、卒伝以外には叙位記事しか残っておらず、按察使としての細かい業績も不明である。また、同時期の陸奥国についても、積極的に情勢不安であったことを示す史料はない。ただ、勝雄の卒伝に「出宰二戒律一、□摂二禁兵一、雖レ乏二才学一、将之器也」とあるように、将器であったとあり、軍事的な役割を期待されての任官であった可能性は想定してよいだろう。

天長五年には、伴国道が按察使に任ぜられているが、その時の際には「賜二鎮東按察使伴宿禰国道餞一、有二御製一。賜二衣被及雑珍玩物一。」とみえる（『日本紀略』同年二月甲寅条）。下向に際して「鎮東按察使」とみえることは、文室綿麻呂の例に近い、征夷将軍的な役割を付与された臨時の赴任であったと考えられる。『公卿補任』天長五年条には、国道の按察使任官について、「今年復兼二按察使一。為レ関二辺機一、尋二赴於任所一」と、(29) 辺境情勢への対応が求められている様子もうかがえる。(30)

天長十年に按察使となった坂上浄野（『公卿補任』）は、承和四年（八三七）四月癸丑条に、

陸奥出羽按察使従四位下坂上大宿禰浄野馳レ伝奏言、得二鎮守将軍匝瑳宿禰末守牒一稱、自二去年春一至二今年春一、百姓妖言、騒擾不レ止、奥邑之民、去レ居逃出。事須下加二添戍兵一、静レ騒赴上レ農。又栗原・賀美両郡百姓逃出者多、不レ得二抑留一者。臣浄野商量、防レ禍静レ騒、須レ慎二未然一。加以、栗原・桃生以北俘囚、控レ弦巨多。似レ従二皇化一、反覆不レ定。四五月所謂馬肥虜驕之時也。儻有二非常一、難レ可二支禦一。伏望、差二発援兵一千人一、四五月間、結般上下、暫候二事変一。其粮料者、用二当処穀一、依レ例支給。但上奏待レ報、恐失二機事一。仍且発且奏者。

とあるように、陸奥での妖言による騒擾に対して、中央の支持を仰いでいる。渡部育子氏は、この記事の存在から按察使が当時の陸奥における軍事的な最高指揮官と評価している。(31) このように浄野の事例も、不安定な情勢に対応するための赴任とみられる。

ところで浄野はこの時、鎮守将軍の匝瑳末守からの牒による報告を受け、中央への上申を行っている。六国史に記載された九世紀代の牒の事例を見てみると、征夷将軍から諸軍への通知を牒によって行った例（延暦八年六月庚辰条）、鎮秋田城国司から出羽国へ地震を知らせた例（天長七年正月癸卯条）などがあるように、東北地方の諸官の間では牒が多用されていたとみられる。牒について、『延喜式』雑式53国司上下相牒式に規定される国司四等官間で用いられる牒が、国衙内で用いられる官司内文書とみられ[32]、新潟県の下ノ西遺跡出土木簡から、八世紀前半にも国司内で牒が用いられていた可能性も想定されている[33]。陸奥出羽の諸官の間で用いられた牒もこうした系譜の上にあるとすれば、少なくとも承和の段階には、按察使と鎮守将軍との間に、同一官司内としての関係性が形成されていた可能性も考えられる。

最後に、藤原富士麻呂を挙げる。嘉祥三年（八五〇）二月乙丑条の卒伝に、

（前略）七月（承和九年）叙二正五位下一、転任二中将一。（中略）久在二宿衛一、能得二士卒之歓心一。天皇謂有二将帥之才一。十三年、出為二陸奥出羽按察使一。赴レ任日、天皇引二於清涼殿一、恩詔鄭重、賜二被衣并綵帛一有数。嘉祥二年冬、有レ勅還レ京。（後略）

とあるように、承和十三年に按察使となって下向した。また富士麻呂は、承和九年の承和の変において、右近衛少将として勇敢の近衛を率いて橘逸勢を捕縛しており（承和九年七月己酉条）、将器のある人材として按察使に任ぜられたものとみられる。こうした人物の按察使としての下向について、何らかの有事を想定したいが、富士麻呂の按察使在任期間である承和十三年～嘉祥二年は、承和二～七年頃と斉衡年間に発生した奥郡擾乱の端境期にあたり、これらとの関係性については不明とせざるを得ない。

以上のように、九世紀に実際に赴任した按察使の例は、陸奥出羽で何らかの不安定な情勢があった場合が確認できた。また、具体的な騒乱などが明確に評価できないケースでも、武人的な性格を持つ者が派遣されている。そのことは、弘仁年間に確立した軍事指揮官としての按察使という性格に基づくものと考える。

では、遥任のケースはどうであろうか。六国史の時代までを整理したものが、表2である。

これらの事例でまず確認しておきたいのは、貞観元年（八五九）に按察使となった平高棟は、下向したことを

表２　９世紀における按察使（遥任）の兼官状況

按察使任官年		任官者	兼官の状況
弘仁元	810	藤原真夏	参議。『公卿補任』では中将故の如し。
弘仁６	815	巨勢野足	中納言・右近衛大将兼任。弘仁７年中納言・按察使で薨。
弘仁８	817	藤原冬嗣	権中納言・左近衛大将・春宮大夫。弘仁11年大納言・左近衛大将。
弘仁12	821	良岑安世	中納言・左衛門督。天長元年中納言・右近衛大将・春宮大夫。
天長７	830	清原長谷	兼左衛門督（公卿補任）。天長10年３月、辞按察使（公卿補任）
承和６	839	藤原良房	左兵衛督如。承和９年中納言兼右近衛大将、陸奥出羽按察使は故の如し。
嘉祥３	850	藤原良相	左大弁。春宮大夫左近衛中将陸奥出羽按察使は故の如し。
斉衡２	855	安倍安仁	中納言正三位、民部卿如故。天安２年大納言正三位兼行右近衛隊正陸奥出羽按察使。
貞観元	859	平高棟	正三位行権中納言。
貞観６	864	源融	正三位中納言。直前まで左衛門督
貞観11	869	藤原基経	中納言兼左近衛大将従三位
貞観15	873	藤原常行	大納言、右近衛大将、従三位（公卿補任）。同17年２月17日辛未　薨。大納言正三位兼行右近衛大将陸奥出羽按察使。
貞観17	875	源多	大納言。任陸奥出羽按察使。
元慶４	880	藤原良世	中納言右近衛大将皇太后宮大夫（公卿補任）
仁和元	885	在原行平	中納言兼民部卿。
仁和３	887	源是忠	参議

示す史料がないものの、貞観二年九月二十七日甲戌条に、

正三位行中納言兼陸奥出羽按察使平朝臣高棟奏、鎮守府上言、辺垂之吏、去レ郷遼遠、公廨之外、無二復資粮一。而至レ有二未納一、抑而不レ行。請准二大宰府司公廨一、雖レ有二未納一、以二正税一給レ之、永為二恒例一。詔許レ之。

とあり、鎮守府からの上申を受けてその待遇改善を奏上している、という点である。すなわち、遥任であっても鎮守府を含む現地官を所管する機能は果たしていたといえる。

さてここで、極めて単純かつ、よく知られた事実ながら、三位以上が按察使となるような場合でも、武官と兼任するケースが多い点に改めて注意したい。笹山晴生氏が整理されるように、衛府の将官は、仁明朝頃から八世紀以来の武人が減少し、藤原氏を中心とする貴族勢力が占めるようになる。承和の変以降は、近衛府を中心に上級貴族に門戸を広げるための権中将・権少将が恒常的に出現するよ

うになり、一〇世紀の朱雀・村上朝には少将を含めて貴族化の波が近衛府上級官人を覆い尽くし、貴族の昇進ルートとなってゆく。[34] このような、いわば近衛府上級官人の形骸化という流れにあって、遥任の按察使の場合も近衛府を中心とした衛府の将官を兼官していることは、単なる名誉職としてだけではない可能性があるのではないだろうか。

その点を考える上で示唆的なのが、元慶年間に按察使であった源多の例である。元慶二年（八七八）六月八日壬申条が引く、源多の上表をみてみたい。

大納言正三位兼行左近衛大将陸奥出羽按察使源朝臣多上表、請レ解二按察使一曰、（中略）往年降レ詔、以二臣本官一、兼二督陸奥出羽諸軍事一。惟彼両地異類群居、暗昧是非、簡略礼儀。頃者、梟声転大、狼心益狂、殺二我人民一、焼二我城邑一。臣実須下脚践二沙漠之地一、身臨二夷虜之庭一、致二其腰領之誅一、肆中其爪牙之鋭上。而臣族非二将種一、門謝二兵家一。聚レ米為レ山、更迷二指画之趣一。箪醪投レ水、誰表二迎飲之誠一。遂使下犬羊一流離、不レ安二巣穴一。干戈揺動、時為中風塵上。是臣之慙、々莫レ甚焉。是臣之罪、々莫レ大レ焉。伏願、留二陛下遠慮之心一、罷二微臣遥領之職一、選二竜虎一以代レ之、推二武猛一以求レ之。（後略）

多は、貞観十七年二月二十七日に大納言として按察使を兼ねることとなったが、その三年後の元慶二年三月に、元慶の乱が発生している。これを受けて、自身が「将種」ではない、などを理由に辞意を示したのが前掲の上表である。このことから、多が按察使として何らかの対応を期待されたとみてよければ、高官が兼官することが常態化したことで按察使も形骸化したように見えつつも、少なくとも元慶年間頃までは、有事の際の機能は期待されていたと考えられるのではないだろうか。[35]

こうした近衛府将官の按察使兼任について、九世紀における衛府が俘囚との関係を強く有していたとの永田一氏の指摘を想起したい。永田氏は、九世紀の節会において俘囚を動員する際などに左近衛府が俘囚見参を作成していること、また東北地方で蝦夷や俘囚の問題に対応した経験を持つ人物が弘仁～天長年間に近衛府の上級官人に任じられており、承和六年四月癸丑条に右近将監の坂上当宗が伊賀で私鋳銭群盗を捕縛する際に「俘夷」を動員しており、これが当宗の陸奥赴任よりも前であることから、近衛府が畿内近国の俘囚を動員できる体制にあったこと、などを指摘する。[36] このように、九世紀の近衛府

に俘囚を統括する役割があったとすれば、近衛府の将官を兼ねた当時の按察使も、遥任が基本であるにせよ、いったん陸奥出羽で争乱が発生すれば、実際の対応が期待されたとしても違和感はない。

また一〇世紀ではあるが、右衛門督藤原忠文が、平将門追討の征東大将軍および藤原純友追討の征西大将軍に任ぜられているように、衛府の将官が地方での兵乱鎮圧に派遣された例もみられる。すなわち陸奥出羽按察使の多くが衛府将官を兼任していることも、陸奥出羽有事の際には現地における軍事指揮を執るという暗黙の理解があったとみられよう。

さきに、弘仁の征夷を行った文室綿麻呂が、按察使でありながら在京していた時期も存在していたことを指摘した。徳政相論を経て大規模な征夷事業が行われなくなって以後の按察使は、綿麻呂の時期に軍事的指揮官としての性格を確立するが、それはあくまでも有事の際のことであったとみられる。必要がなければ在京していて差し支えないものであり、そのことが遥任を増加させることとなったと考える。

以上、冗長かつ雑駁な議論となったが、奈良～平安時代の按察使について検討してきた。改めて時系列で整理

しておきたい。本来、按察使と鎮守将軍は別系統の官であるが、奈良時代における鎮守将軍との兼官の事例が蓄積してゆく。九世紀になると、按察使が鎮守将軍を兼官する事例がなくなるが、弘仁の征夷に伴って、按察使は陸奥・出羽守、鎮守将軍の上に立つ官としての性格を強め、弘仁三年には相当位も引き上げられることになる。この段階にいたって、按察使は征夷将軍に近い、陸奥出羽における有事の際の軍事指揮官としての性格を有するようになった。その後も、情勢が不安定な際、あるいは有事の際には武官的な人物が派遣されるように、按察使が東北地方の有事に対応する官であるという意識は継続した。遥任の場合でも、衛府の将官を兼帯することが多く、少なくとも九世紀後半ごろまでは有事の際の対応を期待されたとみられるが、元慶の乱発生時の源多はこの役割を果たすことができなかった。

二、出羽国の軍事と秋田城介の成立

（1）八世紀の出羽国をめぐる軍事指揮

八世紀の出羽国の軍事について、陸奥とは異なり鎮守府に相当する機関も基本的に設置されなかったことから、原則として国司の指揮下にあったとみられる。まずこの

点について、基本的な事柄から整理しておきたい。

出羽においても、必要に応じて鎮狄将軍が派遣されることがある。養老四年（七二〇）九月戊寅条に任命されたことがみえる阿倍駿河は、同五年四月乙酉条で平城京に帰還したことが確認される。神亀元年（七二四）五月壬午条には、出羽の蝦狄鎮圧のために小野牛養が任ぜられているが、やはり同年十一月乙酉条で平城京に帰還したことがみえる。伊治呰麻呂の乱後にあたる宝亀十一年（七八〇）三月甲午条では、陸奥の鎮守府副将軍などとともに安倍家麻呂が任ぜられている。家麻呂の鎮狄将軍としての終見は同年八月乙卯条であり、明確な解任の時期は不明であるが、翌年にあたる天応元年（七八一）五月癸未条には上野守に任ぜられているので、遅くともこの時までには鎮狄将軍の任は解かれたとみられる。このように、出羽へ派遣された鎮狄将軍は、征夷将軍などと同様、臨時の派遣である。

職員令70大国条に、一般的な国司の職掌として兵士、城牧といった軍事面を管理する職掌があるほか、陸奥・出羽・越後国司の職掌として特に「兼知二饗給・征討・斥候一」と規定されている。以下に、実際に出羽の軍事が国司の指揮下にあったとみられる事例を挙げておきたい。

天平九年（七三七）四月戊午条には、陸奥から直路開削のために出向いてきた鎮守将軍の大野東人を出迎えるため、「即日、到二出羽国大室駅一。出羽国守正六位下田辺史難波将二部内兵五百人、帰服狄一百冊人一。在二此駅一。」と、出羽守が部内の兵と帰服狄を動員して大室駅まで移動している。また宝亀年間にも、宝亀六年十月癸酉条「出羽国言、蝦賊余燼、猶未二平殄一。三年之間。請鎮兵九百九十六人、且鎮二要害一、且遷二国府一。」、同七年二月甲子条「勅二出羽国一、発二軍士四千人一、道自二雄勝一而伐二其西辺一。」、同七年五月戊子条「出羽国志波村賊叛逆、与レ国相戦。官軍不レ利。発二下総・下野・常陸等国騎兵一戍之。」などとあるように、国が主体となって戦闘を行った様子が窺える。

また、宝亀八年十二月辛卯条には、

初陸奥鎮守将軍紀朝臣広純言、志波村賊、蟻結肆レ毒。出羽国軍、与レ之相戦敗退。於レ是、以二近江介従五位上佐伯宿禰久良麻呂一為二鎮守権副将軍一、令レ鎮二出羽国一。

とあるように、出羽国の志波村で発生した反乱に対して、出羽国が対応し、最終的に鎮守将軍の下で鎮圧が行われ

ることとなった。このことについて鈴木拓也氏は、八世紀の出羽国には原則として鎮兵が置かれなかったが、宝亀六年十月以降の三年間には鎮兵が置かれており、鎮守将軍に出羽国を鎮せしめたのはこのことに関係があるのではないかと指摘されている。[37] 志波は陸奥と出羽との境界にあたる地域とみられ、[38] 陸奥側からも関与しやすい地域であったという理由もあろうが、原則としては出羽国が有事に即応していることを確認しておきたい。

このほか、時代は下るが、元慶の乱直後に「出羽団国司」すなわち出羽団という軍団を所管する専当国司[39]が置かれている。以上のように、鎮守府が置かれない出羽国の軍事は、一貫して国司の所管であったとみられる。

こうした出羽国の軍事態勢と按察使との関係について「はじめに」で挙げた按察使管下での出羽国の活動例のうち、天平宝字四年（七六〇）の桃生城・雄勝城の造営の時期と関わって、

送　以　解

天平宝字

従五位下行守勲十二等小野朝臣『竹□[良]』

□六位上行介百済王『三忠』

との記載をもつ秋田城跡出土一一号漆紙文書が、出羽国司から按察使の藤原朝獵に送られた文書とみる見解がある。[40] 出羽国が国内の軍事を掌り、国司の上級機関たる按察使が必要な場合に広域的に軍事行動をも所管する、という構造であったと考えることに矛盾はないであろう。

そうした中、陸奥・出羽・越後では、国司が城柵に分駐する、城司制がとられたと考えられる。[41] このうち、出羽最北端の城柵である秋田城についてみてみると、宝亀十一年八月乙卯条に、

出羽国鎮狄将軍安倍朝臣家麻呂等言、狄志良須俘囚宇奈古等款曰、己等拠二憑官威一、久居二城下一。今此秋田城、遂永所レ棄歟。為レ番依レ旧、還保乎者。下レ報曰、夫秋田城者、前代将相僉議所レ建也。禦レ敵保レ民、久経二歳序一。一旦挙而棄レ之、甚非二善計一也。宜下且遣二多少軍士一、為中之鎮守上。勿レ令レ衄二彼帰服之情一。仍即差二使若国司一人一、以為二専当一。又由理柵者、居二賊之要害一。承二秋田之道一。亦宜二遣レ兵相助防禦一。（後略）

と、国司一人を専当として派遣し、秋田城の守備を行わせることにしたとある。この記事をめぐる先行研究や筆者の理解について、詳細は別稿を参照されたいが、秋田城の破棄および国府機能の庄内への移転に際し、鎮狄将

軍が秋田城の警備を一時的に担うなかで、秋田城の存続が決定されたことによって採られた方策と考える。[42] 国司の専当は公廨の導入と関わって任務に携わる国司を確実に把握する手段として導入されていったとの指摘もあるように、[43] 基本的には国務の一貫であり、国司が軍事を担うことの延長にあるといえる。

この後、『類聚国史』巻一七一、地震および『日本紀略』天長七年（八三〇）正月癸卯には、

出羽国駅伝奏云、鎮秋田城国司正六位上行介藤原朝臣行則今月三日酉時牒偁、今日辰刻、大地震動、響如二雷霆一。登時、城廓官舎、并四天王寺丈六仏像・四王堂舎等、皆悉顛倒。城内屋仆、撃死百姓十五人。支体折損之類一百余人也。歴代以来、未二曾レ有レ聞。（後略）

とあるように、鎮秋田城国司という存在がみえ、宝亀十一年に設置された秋田城専当国司が継続していた様子が窺える。この時の記事では、鎮秋田城国司が現地での地震発生を報告していることから、鎮秋田城国司は地震対応に派遣されたものではなく、地震発生前から秋田城に駐在していたとみられる。この天長七年の、秋田城を中心とした出羽国の状況を確認すると、『類聚三代格』巻五、加減諸国官員并廃置事、同年閏十二月二十六日官符には、「又雄勝秋田等城及国府戎卒未レ息、関門猶閉。配二此数処一国司少レ員。方今雖二干戈不レ動辺城静謐一而犲狼野心不レ可レ不レ慎。」とあり、不安定さを引きずってはいるものの、基本的には「静謐」であった。この点を踏まえても、鎮秋田城国司とは平時から秋田城に常駐する専当国司であったと評価できよう。

以上、出羽国においては基本的には国司が軍団兵士らを動員する体制であったことが確認され、国司以外に鎮守府と鎮官が置かれた陸奥国との差異が読み取られよう。

（2）平安時代の秋田城司

では、時代を遷して、平安時代の秋田城司について検討し、八世紀頃までの秋田城司と比較してみたい。

平安時代の秋田城司についても多くの研究があり、秋田城司、なかでも出羽城介に関する文脈で論じられてきた。一〇世紀以後、秋田城司は陸奥の鎮守将軍と同様に、受領的な存在となり、陸奥では鎮守府が・出羽では秋田城が、それぞれ国府から独立して第二国府化するという、[44] いわゆる鎮守府・秋田城体制論へと展開してゆく。近年では、鎮守府将軍も秋田城介も受領とは評価できないと

する渕原智幸氏による批判があり、[45]それを踏まえて小口雅史氏、永田一氏などによって再検討が加えられている。[46]

出羽城介が受領であるか否か、また鎮守府・秋田城体制をいかに評価するかは本稿の課題とは逸れるが、八～九世紀の秋田城司を理解するうえで、一〇世紀以降の秋田城司についてある程度検討しておく必要がある。以下、秋田城司と出羽介の関係性について考えてみたい。

まず、秋田城介とは何か、その職務から確認しておく。鎮守府・秋田城体制論では、秋田城は陸奥の鎮守府に対応するものと位置付けられている。

そこで、秋田城介の職務と軍事との関係についてみておきたい。『本朝世紀』天慶二（九三九）七月十八日条に、

其後上卿着二宜陽殿一、有二内外印事。給二出羽国一官符二枚也。一枚、以二国庫納器仗戎具一下二行軍士一、可レ宛二合戦一事、并以二正税穀一宛二給軍粮一事。一枚、弥練二精兵一追二討賊徒一并可レ加二譴責於秋田城司介源嘉生朝臣一事。

と、賊徒追討と関わって「秋田城司介」の源嘉生が譴責されているように、秋田城介が軍事や兵事と関わる可能性が読み取られる。同じ年の『貞信公記抄』には、四月十一日に「以二出羽介保利朝臣一為二城司一宣旨、仰二相職朝臣一」と、別の出羽介である某保利を城司とする宣旨が出されており、四月二十六日には「出羽城今保利朝臣申云、随レ仰可二罷向一者。召レ前仰下可二早赴一之状上、兼賜二酒・禄・馬等一」と、その保利の赴任にあたり罷申が行われている。この間、十七日には「出羽国馳駅言下上凶賊乱逆与二秋田城軍一合戦事等上。左衛門督入夜参入。彼国カ関解文令二外記送レ家」と、出羽で凶賊合戦が発生しており、五月六日、七月十五日にも、出羽から重ねて俘囚反乱の奏があったことがみえる。この、源嘉生と保利と、二人の秋田城介の関係は不明であるが、[47]この時期は出羽国での騒擾が発生していた時期であり、秋田城介が本質的にいかなる職であろうと、現地官人として軍事的対応に当たったとしても違和感はない。

ただし注意すべきは、秋田城介の職務は軍事的なものに限られない、という点である。『類聚符宣抄』八、任符、天元三年（九八〇）七月二十三日官符には、以下のようにみえる。

太政官符出羽国司

応レ令三介従五位下平朝臣兼忠勤一行二秋田城務一事

右従二位行大納言兼陸奥出羽按察使藤原朝臣為光宣、

奉レ勅、宜下差二遣彼城一、勤中行警固上。若触二防禦一、有レ所レ請者、随レ状処分。寄二事鎮衛一、勿レ簡二国務一者。国宜二承知、依レ宣行レ之。符到奉行。

左中弁　　右大史

天元三年七月廿三日

出羽介の平兼忠に秋田城務を付帯させる官符であるが、城務として警固・防禦が記載される一方、「鎮衛」にかこつけて「国務」を疎かにしないよう述べられているように、本質的には国務が基本となるべきものであった。こうした、城介が国務を担うという在り方は、『魚魯愚鈔』四、康保四年（九六七）二月十一日に、

以二秋田城介一任二出羽守一例

康保四年二月十一日、即召二大臣前一、定二任物一六人之中以二散位大江澄景一為二右衛門権佐一、散位実忠為二出羽守一〈実忠前任二出羽介一、為二秋田城司一造二立数十宇官舎一、委二納千余石不動一、依レ有二其勤一、准下源喜生城司任終之後任一上総守一例、殊抽任〉

と、某実忠が、秋田城司として官舎の造立・不動穀の委納になったことで出羽守に抽任されたとある。当該記事については、さきの鎮守府・秋田城体制論と関わる議論のなかで、秋田城独自の不動穀の有無が論点となっているが、そのことは措くにしても、官舎の維持管理は『延喜式』主税式に諸国の官舎修理料が規定されており、不動穀についても『延喜交替式』に規定されているなど、いずれも国務に含まれる。すなわち、こうした国務を行うのが、秋田城介のあるべき姿であると読み取ることができる。

さて、平安時代の秋田城司については、儀式書等の記載に基づき、任官手続の面からも検討がなされており、こちらも受領であるか否かが論点となっている[48]。ところで、すでに今村義孝氏によっても指摘されているが、秋田城司は、介への任官後に別途官符によって任ぜられるものであった[49]。前掲の天元三年官符はもとより、康保四年の例についても、某実忠は出羽介に任ぜられた後に秋田城司となったように読み取られる。この他、儀式書等においても、介任官後に官符によって城介に任ずるとの記載を見ることができる。

たとえば『江家次第』四、正月丁、除目清書事には、

出羽城介唯〔只イ〕〔任イヤリ〕　出羽介〈後給二官符於秋〔脱イ〕田城一〉。

とみえる。また、後三条天皇の撰による「院御書」に、勘物などが加筆された明治大学所蔵『叙秘抄』[50]には

出羽城介者、別不レ任。任二彼国介一之後、給二官符一
於脱甲城。（マヽ）

とある。こちらは若干文字の不安も残るが、さきの『江家次第』の例とあわせて、秋田城のことを指しているとみてよいだろう。さらに、『春記』永承五年（一〇五〇）九月十八日条逸文（『直物抄』一、次第（国立歴史民俗博物館蔵田中本））には、

任二秋田城介一事
本抄云、先書二出羽国一、次書二介字一如二恒儀一。
但後日賜二秋田城介執行官符一也。

とある。ここで挙げたものはいずれも院政期の史料であるが、一〇世紀代の史料にみえた介任官後に城司に別途任ぜられるという手続きが、院政期でも定着している様子を見て取ることができる。介への任官後に城司の職を付与されるという手続の存在は、国務を担う国司としての出羽介と秋田城務を担う城司とは、事実上一体のものでありながらも、本来は別個の職務であった可能性を示唆していよう。(51)

ところで、こうした二段階の補任手続について、『西宮記』をみてみると、臨時一（乙）諸宣旨のうち臨時雑宣旨に、

出羽城介城務事〈給二官符一可レ行二秋田城事一由、給二所御牒一云々。可レ尋。〉

との記載があり、やはり同様に二段階の手続が確認できる。またこの臨時雑宣旨には、

大宰・陸奥傔仗、〈上卿奉レ勅、給二官符式部一、式部申二補任府一、給二任符一之、〉
陸奥鎮守府給二兵部一、〈城介、同一之、〉

と、陸奥鎮守府と出羽城介の傔仗は陸奥国司などと異なり兵部が所管官司とみえることも注意される。鎮守府の傔仗は、『類聚三代格』巻五、加減諸国官員并廃置事、承和十四年（八四七）閏三月二十五日官符によって、所管が式部省から兵部省へと変更されているが、その理由として式部省は「鎮守将軍、兵部所レ任。傔仗随則彼省可レ補」と、鎮守将軍が兵部の所管であるためであると述べている。さきの臨時雑宣旨において、秋田城介の傔仗も鎮守府と同様に兵部が所管するものとされていることからすれば、少なくともこの段階における秋田城司は、鎮守府と同様に、兵部省が所管する職務として、国務と区別されていたと考えられる。

以上から、秋田城務とは、少なくとも一〇世紀後半以降には、国司（介）としての国務に架上して付与される、

軍事的な職務であったと評価することができる。このように、平安時代における出羽国司の国務と、秋田城の軍務との明確な分離を見て取ることができよう。

今村氏の場合は、こうした城務は宝亀十一年の秋田城専当国司から一貫したものとみている[52]一方、遠藤巌氏は一〇世紀の秋田城介は王朝国家体制の特別受領であり、令制の国司が担ったものとは区別すべきもので、外交と関わる北方経営の要であると評価する[53]。本稿は、一〇世紀以降の出羽城介の性格を論じるものではないため、ここでは受領か否かといった議論には立ち入らないが、国務と区別されるような秋田城務がいつから存在したのかという点については、本稿の課題と大きく関わろう。

(3) 元慶の乱の際の防衛体制と国司の役割

秋田城務が国務から分離した契機について、まず前節でみた出羽城介の傔仗が鎮守府官人と同様に兵部から支給されるという点からおおよその時期を考えてみたい。出羽国司の傔仗は、天長五年（八二八）四月十四日に守の傔仗が設置されているが（『類聚三代格』巻五、加減諸国官員并廃置事）、介には設置されていない。出羽介の傔仗を設置した時期は不明であるが、『日本紀略』天暦元年（九四七）八月五日条に、「出羽介平斉章、申二請傔仗二人一、任レ之」とあるように、十世紀半ばまでには設置されているらしい。また、前節でみた通り、承和十四年（八四七）に陸奥鎮守将軍の傔仗が兵部省へ所管変更となった際も、出羽介の傔仗のことはみえない。このことから、城介の傔仗が兵部省から支給されることになったのは九世紀後半以降であり、秋田城司の職務が国務から分離した時期も、その時期以降に求める必要があろう。

そこで、元慶二年（八七八）三月に起きた、夷俘らによる秋田城襲撃に端を発する、元慶の乱から考えてみたい。

この乱が発生した当時、秋田城には介・秋田城司の良岑近が駐在していたが、緒戦で城を守ることができずに逃亡したとある（『藤原保則伝』。以下、『保則伝』と略記）。良岑近の名は、『保則伝』にのみ見え、過酷な収奪、不平等交易を行ったとあるが、『日本三代実録』に「雖レ云二醜類之可レ責、抑亦国宰之不レ良」（元慶二年三月二十九日乙丑晦条）とあるように、国司の責任が問われている。このことから当時の秋田城には、出羽介が行政的な職掌をもって平時から常駐していたと想定しておきた

い。すなわち、専当国司・鎮秋田城国司の延長にある体制であったと評価できる。

乱の最中には、保則以前から出羽にあった権介・藤原統行の活躍がみえる。統行は六月七日条に、秋田城へ進軍し、小野春泉・文室有房、陸奥大掾藤原梶長らとともに敗戦を喫したことがみえる。その後、有房らによる秋田城回復と賊類の投降によって乱は収束してゆき、十二月十日には、投降した賊類の労賜のため秋田城へ派遣されている（元慶三年正月十一日条）。この時派遣されたのは、統行の他には権掾文室有房・左馬大允藤原滋実、保則とともに出羽へ下向した権掾清原令望・権大目茨田貞額らがあったが、このメンバー中、統行は唯一の介であった。また、五位の位階を持つ者も、統行と有房のみである。五位以上の位を持つ国司は、職員令70大国条に辺境国の特殊な職掌として規定される「饗給・斥候・征討」のうち、特に蝦夷への饗給を行う主体として派遣されたとみられ[54]、饗応を含めた乱後の処理にあたったと考えられる[55]。元慶の乱終結後には、権掾清原令望、権大目茨田貞額・春海奥雄を秋田城司とし、それぞれに兵を配置した防衛体制が構築された。秋田城には列士三〇三人・鎮兵四五〇人・兵士三五〇人を置くこととなったが、

城司として置かれたのは六位の権大目であり、介も五位も置かれない状況がしばらくは継続したとみられる。

このように元慶の乱発生以後、秋田城常駐の介や五位官人が不在の状況が発生しつつ[56]、通常の国司による専当制だけでは防衛が不十分という認識が生まれ、秋田城・雄勝城における城司を中心とした軍備体制が形成されることとなった。ただこの元慶の乱後の体制は、当初は元慶三年と四年の二か年、のちに元慶五年まで延長が認められたが、三年間限りの臨時的な体制であったとみられる[57]。特に秋田城駐在の国司や出羽介について、これ以降は位階が判明する例が少なく、いつから秋田城に五位を持った介の常駐が復活するかなど、判然としない点は多い[58]。ただ、元慶の乱とその後の臨時守備体制が、秋田城をめぐる国務と城務を分離させる直接的なきっかけであったと考えておきたい。

さて、元慶の乱鎮圧に主導的な役割を果たしたのは、いうまでもなく藤原保則であるが、この保則とは別に派遣される可能性があったのが、前章で述べた、按察使・源多であった。多の按察使任官付近の官歴を見ると、貞観十七年二月二十七日に按察使に任ぜられたが、この時点ではそれ以前から任ぜられていた大納言との兼官であ

り、もともと武官を兼帯していたわけではなく、貞観十九年にいたってようやく左大将を兼ねることとなった。

按察使は、非常時に陸奥・出羽両国を軍事的に統率することを期待されていたが、源多は抗表を提出することとなった。多の抗表は受理されることはなく、元慶三年までは見任し、元慶四年正月十一日に藤原良世が改めて任ぜられる（『公卿補任』）こととなるが、この間に按察使が奥羽の情勢に関与した形跡は見いだせない。元慶の乱では、もともと出羽国司であった文室有房らに加え、保則と同時に任ぜられた権官の国司たち、さらに上野押領使も保則の指揮下に入って乱を鎮圧することになる。すなわち元慶の乱は、按察使がもはや現地の争乱を鎮圧する機能を果たし得ないことを決定づけた事件であったともいえる。

本章で検討したことを整理しておく。出羽国において、基本的に国司が軍事上の指揮官となる、という構造は基本的に一貫している。そうした中、宝亀十一年以降、平時から秋田城に駐在する介として専当国司・鎮秋田城国司が設置されることとなった。この当時の秋田城専当国司は原則五位の位階を持つものであり、陸奥出羽国司が持つ「饗給・斥候・征討」の職掌を担うものであった。しかし元慶の乱に際して、本来陸奥出羽の有事の際の軍事を指揮する按察使（源多）がその役割を果たせず、出羽権守藤原保則の指揮下で、国司たちが中心となって乱の鎮圧にあたることとなった。秋田城司も、乱後に常駐した国司は六位であり、それまでの秋田城専当国司とは位置づけを異にするといえる。すなわち、元慶の乱後の秋田城司とは、有事に際して現地で即応するためのものであり、国司の次官たる介とは別の、軍事的性格に特化した官として整備されたものであったと理解される。こうした姿が、実態としてどこまで降るかは今後の検討に期したいが、少なくとも補任の手続としては、出羽介と秋田城司とは別の手続でなされるものであり、本来的に別個のものであったことを窺わせる。

おわりに

出羽は比較的平穏なこともあり、陸奥とは異なる支配の変遷をたどった。軍事面においても、陸奥の鎮守府に相当する官が設置されてこなかった。八世紀においては征夷将軍の下で、九世紀においては按察使の下で、国司が軍事的な対応をとることで十分であったといえる。ところが、元慶の乱が発生したことにより、こうした従来

の在り方は再考を迫られることとなった。元慶の乱鎮圧に按察使が機能せず、出羽国を中心として鎮圧しなければならず、さらにその後の防衛体制を維持する必要が生じたことにより、国務と分離した秋田城務が生まれ、軍事的な色彩の強いポストとなった。こうした在り方が、一〇世紀以降の出羽介・秋田城司の補任手続に名残をとどめることになったと考える。

このようにみれば、異なる変遷をたどった陸奥・出羽両国は、ともに辺要国として征夷将軍や按察使の下での征夷事業・広域行政の影響を大きく受けていたといえる。今回の検討からすれば、陸奥出羽按察使が機能不全になったことが、出羽国の軍制に大きな変革を迫ったとみられるように、本来の出羽国の存立は、陸奥出羽按察使の存在に依存する部分が大きかったことを示そう。鎮守府に相当する機関のなかった出羽国において、こうした体制が元慶の乱まで問題にならなかったのは、「はじめに」でも触れた通り、出羽国が比較的平穏な情勢で推移してきたことによると考える。[59] いささか見通しの悪い展望となったが、陸奥・出羽の支配体制を検討してゆくためには、今後も広域の視点と、地域からの視点との双方から検討を深めてゆくことが不可欠であろう。

秋田城とともに城司が置かれた雄勝城は、九世紀末までは城司がみえるが、その後は秋田城司に一本化されるという形で城司制が再編・強化されたとの指摘もある。[60] こうした一〇世紀以降の出羽国支配の問題など、本稿で論じられなかった点も多いが、それらは今後の課題としつつ、小稿を閉じたい。

註

（1）高橋崇「古代出羽の軍制」（角田文衛先生古稀記念事業会編『角田文衛博士古稀記念古代学叢論』一九八三年）。

（2）鈴木拓也「古代出羽国の軍制」（『古代東北の支配構造』吉川弘文館、一九九八年。初出一九九二年）。

（3）鈴木氏前掲註（2）論文のほか、吉田歓「南奥羽国郡制の変遷」（熊谷公男・柳原敏昭編『講座東北の歴史　第三巻　境界と自他の認識』清文堂、二〇一三年）、拙稿「律令国家と出羽国―地域的特質についての基礎的考察―」（『山形大学歴史・地理・人類学論集』一八、二〇一七年）など。

（4）新野直吉「秋田城介」（『国史大辞典』）の説明を借りれば、以下の通りである。「空職となっても北辺鎮衛司令官のこの称号は武門の栄誉で、建保六年（一二一八）安達景盛は恐悦就任し子孫は相承けて秋田城介となり、南北朝時代にも葉室光久が就任し、その後も八介の一つとして武将間に重んぜられた。やがて出羽の安東氏がこれ

を称し、安東（秋田）実季が最もあらわれている。天正三年（一五七五）織田信忠が補任の院宣をうけたが、「冥加之至也」と評された。

（5）高橋崇「按察使の制度―特に陸奥出羽の―」（『歴史地理』八五―三・四、一九五五年）、坂元義種「按察使制の研究―成立事情と職掌・待遇を中心に―」（『ヒストリア』四四・四五、一九六六年）。

（6）今泉隆雄「按察使制度の一考察」（『古代国家の地方支配と東北』吉川弘文館、二〇一八年。初出一九六九年）。

（7）渡部育子「陸奥国の按察使について」（渡辺信夫編『宮城の研究　2　古代・中世篇Ⅰ』清文堂、一九八三年）。

（8）今泉氏前掲註（6）論文。永田英明「出羽国の東山道移管と陸奥按察使」（『日本歴史』八一一、二〇一五年）は、今泉氏の指摘を踏まえつつ、時期はもう少し早く、養老四年頃に、陸奥出羽を統括する現地責任者としての按察使が成立したと想定している。

（9）古くは、高橋氏前掲註（5）論文、大塚徳郎「平安末期の陸奥守及び陸奥出羽按察使」（『地域社会研究』三・四、一九五二年）、同『みちのくの古代史　都人と現地人』（刀水書房、一九八四年）、同「九世紀初めまでの陸奥出羽按察使と陸奥守」（『古代文化史論攷』一一、一九九一年）など、遥任か否かという視点で論及がなされた。

（10）高橋氏前掲註（5）論文。

（11）「勅」陸奥出羽按察使正四位上文室朝臣綿麻呂、陸奥守従五位上佐伯宿禰清岑、介従五位下坂上大宿禰鷹養、鎮守将軍従五位下佐伯宿禰耳麻呂、副将軍外従五位下物部匝瑳連足継等曰、（後略）」。

（12）渡部氏前掲註（7）論文。

（13）北啓太「征夷軍編成についての一考察」（『書陵部紀要』三九、一九八八年）。

（14）鈴木拓也「古代陸奥国の官制」（鈴木氏前掲註（2）書。初出一九九四年）。なお、このほか鎮守将軍についての論として、理念的な意味づけを検討した、伊藤循「征夷将軍と鎮守将軍」（『古代天皇制と辺境』同成社、二〇一六年。初出二〇一〇年）などもある。

（15）鈴木氏前掲註（14）論文。

（16）鈴木拓也「古代陸奥国の軍制」（鈴木氏前掲註（2）書。初出一九九一年）。

（17）貞観三年二月二日丙午条に、陸奥国司らの解由が放たれなかったことに伴い、記事葛木種主らが公事稽留の罪に問われている。

（18）また、中村光一「陸奥出羽按察使の再検討」（井上辰雄編『古代中世の政治と地域社会―筑波大学創立十周年記念日本史論集―』雄山閣出版、一九八六年）は、按察使は、監察官としての任務を失ったのちは俸給のための名目的な官となったが、坂上田村麻呂・文室綿麻呂の時期に征夷将軍を兼任し、はじめて広域行政官となるが、まもなく遥任化したとする。

（19）前掲註（6）今泉論文、前掲註（7）渡部論文、前掲註（8）永田論文など。

（20）吉野武「八世紀鎮守府に関する覚書」（熊谷公男編

『古代東北の地域像と城柵』高志書院、二〇一九年）も、この陸奥出羽直路開削について、東人は申請時には按察使として申請したが、実行時には鎮守将軍または将軍と記載されることに注意する。吉野氏は、東人が鎮兵以外にも帰降狄俘・軍団兵士・坂東騎兵を率いていることについて、帰降狄俘・軍団兵士の引率は按察使としての献納に立脚するが、それを鎮守将軍として指揮・統括していることから、将軍の権限が陸奥国総司令として拡充・強化されているものと評価する。

(21)　樋口知志「延暦八年の征夷」（蝦夷研究会編『古代蝦夷と律令国家』高志書院、二〇〇四年）。なお樋口氏は、墨縄が延暦年間の陸奥国をめぐる不正交易と関わる存在であった可能性も指摘する。

(22)　北氏前掲註(13)論文。

(23)　この時期の鎮守将軍は、大同三年六月と七月には百済王教俊が見任しており、大同四年正月には佐伯耳麻呂が任じられている。

(24)　大同四年五月、軍毅に郡司に準じて職田を付与。同五年二月、陸奥邦の浮浪人の調庸を、広布から狭布にして負担軽減。同三月、陸奥国の史生・弩師の任期を四年から五年に。同五月、鎮官に護身を与え、健児に馬子を賜い、国司・鎮官の年料を春運しその担夫の運賃を加給、坂東の官稲を陸奥の公廨とし陸奥の公廨を鎮官の年粮とする、などの措置を取ったことが指摘されている（大塚氏前掲註(9)「九世紀初めまでの陸奥出羽按察使と陸奥守」）。

(25)　耳麻呂は弘仁二年まで見任し、弘仁三年二月には物部匝瑳熊猪が任ぜられている。

(26)　たとえば鈴木拓也氏は、綿麻呂への節刀がなされず、征夷軍への刑罰権が大幅に縮小されていることについて、この時の軍事動員が陸奥・出羽だけで行われており、他国兵を動員しないため、節刀による強大な権限を付与する必要がなかったと指摘する（「将軍・遣唐使と節刀―節刀の百済献上伝承をめぐって―」続日本紀研究会編『続日本紀と古代社会』塙書房、二〇一四年）。

(27)　なお、延暦三年に持節征東将軍となった大伴家持は、元々按察使であったので、綿麻呂の先例とも評価しうるが、家持の場合は按察使の時点で陸奥守・鎮守将軍を兼任している点で綿麻呂の段階と異なる、有事の体制に近いとみられる。

(28)　以下の事例の鎮守将軍については、天長年間は不明、承和四年には匝瑳末守が見任、嘉祥三年は不明（承和十三年に任ぜられた坂上正宗が嘉祥元年九月までは見任）である。

(29)　なお『公卿補任』は、国道は天長四年に按察使に見任しており、天長五年は再任とする。

(30)　天長五年には、出羽守に傔仗を設置していることから（『類聚三代格』巻五、加減諸国官員并廃置事、天長五年四月十四日官符）、国司周辺を警備する必要が薄れておらず、不安定な情勢が継続していた可能性もあったとみておきたい。

(31)　渡部氏前掲註(7)論文。

(32) 川端新「荘園制的文書体系の成立まで―牒・告書・下文―」(『荘園制成立史の研究』思文閣出版、二〇〇〇年。初出一九九八年)。
(33) 三上喜孝「文書様式「牒」の受容をめぐる一考察」(『山形大学歴史・地理・人類学論集』七、二〇〇六年)。
(34) 笹山晴生「左右近衛府上級官人の構成とその推移」(『日本古代衛府制度の研究』東京大学出版会、一九八五年。初出一九八四年)。
(35) なお、源多の事例は、鈴木拓也氏も、名目的にせよ陸奥出羽のことに関与すべきものと認識されていた一例として触れている(鈴木氏前掲註(16)論文)。ただ、名目的であるにせよ、元慶の乱発生時というタイミングでの上表であるという点は積極的に評価してよいと考える。
(36) 永田一「俘囚の節会参加と近衛府」(『ヒストリア』二五五、二〇一六年)。なお、永田氏も触れているが、高橋昌明「近衛府と武官系武士」(『武士の成立　武士像の創出』東京大学出版会、一九九九年)は、弘仁元年～延喜初年に近衛少将に任じられた人物の官歴に、陸奥国府や鎮守府勤務、蝦夷との戦闘・対峙といった経験を持つものが多いと指摘している。
(37) 鈴木氏前掲註(2)論文。
(38) 出羽国志波村は、後に陸奥国志波郡となる地域の一部と想定され(鐘江宏之「八・九世紀における陸奥・出羽国域と北方管轄についての覚書」『市史研究あおもり』五、二〇〇二年)、この地域がもともと陸奥出羽双方と結びつきを持ったと想定される(前掲註(3)拙稿)。
(39) 鈴木氏前掲註(2)論文。
(40) 今泉隆雄「秋田城の初歩的考察」(『古代国家の東北辺境支配』吉川弘文館、二〇一五年。初出一九九五年)。ただし、詳細は割愛するが、出羽国司から陸奥出羽按察使への解とみる場合でも、正文か案文かをめぐっては議論がある。
(41) 今泉隆雄「古代東北城柵の城司制」(『古代国家の東北辺境支配』吉川弘文館、二〇一五年。初出一九九〇年)。
(42) 拙稿「出羽国府と国内支配」(『日本歴史』八七九、二〇二一年)。
(43) 橋本剛「国司専当攷」(『古代文化』七〇―四、二〇一九)。なお、橋本氏が整理した国司専当の事例に、秋田城専当国司は含まれていないが、ひとまず同列に理解しておく。
(44) 遠藤巌「秋田城介の復活」(高橋富雄編『東北古代史の研究』吉川弘文館、一九八六年)、同「「北の押え」の系譜」(『アジアのなかの日本史Ⅱ　外交と戦争』東京大学出版会、一九九二年)、熊谷公男「「受領官」鎮守府将軍の成立」(羽下徳彦編『中世の地域社会と交流』吉川弘文館、一九九四年)など。
(45) 渕原智幸「平安前期東北史研究の再検討―「鎮守府・秋田城体制」説批判―」(『平安期東北支配の研究』塙書房、二〇一三年。初出二〇〇二年)。
(46) 小口雅史「防御性集落の時代背景―文献史学の立場から―」(三浦圭介・小口雅史・斉藤利男編『北の防御性集落と激動の時代』同成社、二〇〇六年)。永田一「鎮守府

将軍と出羽城介についての基礎的考察」（小口雅史編『古代国家と北方世界』同成社、二〇一七年）。

(47) なお源嘉生は、『本朝世紀』天慶五年閏三月八日条に前出羽介とある。

(48) 遠藤氏前掲註(44)「秋田城介の復活」など。

(49) 今村義孝「出羽国司の性格（概報）―秋田城介の場合―」（『秋大史学』一、一九五二年）。

(50) 明治大学除目書刊行委員会編『明治大学図書館所蔵三条西家本　除目書』（八木書店、二〇二一年）。および同書所収の解題、田島公「除秘抄」参照。

(51) 熊谷公男氏は、こうした二段階の手続が、秋田城介が制度的に城司制を継承した物であったとする（熊谷氏前掲註(44)論文）。

(52) 今村氏前掲註(49)論文。

(53) 遠藤氏前掲註(44)「秋田城介の復活」。これらが特別受領であることについて、『侍中群要』第九、受領罷申に、「又鎮守府将軍・出羽城介等、雖レ非二受領官一、同召二御前一賜レ禄」とあることを論拠としている（なお『新儀式』五、諸国受領官奏赴任由事にもほぼ同文がみえる）。

(54) 前掲註(42)拙稿。

(55) なおこの間、守である保則は二度ほど秋田城へ赴き、二度目には秋田城復興を指示したことが『藤原保則伝』にみえる。

(56) なお、乱後の元慶三年六月二十六日乙酉条では、秋田城司が正六位上（茨田貞額・春海奥雄）であるのに対し、雄勝城司は従五位下（文室有房）らとなっている。

(57) 鈴木氏前掲註(2)論文。

(58) 渕原智幸「仁和三年以後の東北官人補任」（渕原氏前掲註(45)書）によれば、延長四年（九二六）に出羽城介となった藤原良風（好風）が、元慶の乱後最初にみえる出羽城介である。『古今和歌集目録』によれば、延喜十一年（九一一）に従五位下に叙されており、五位として出羽城介となったとみられる。なお渕原氏は、出羽城介となる以前の良風が、帯刀・左兵衛少尉・右衛門尉を勤めたことが『古今和歌集目録』にみえるような「軍事官僚」であり、さらに同書に良風の父は陸奥守見任のまま卒した藤原滋実であったとあり、代々の「軍事官僚」を輩出する家系であった可能性を指摘する。

(59) 『藤原保則伝』には、「蝦夷内附以来、欲レ漸二二百年一畏二服朝威一、無レ有二寇逆一。」との藤原保則の反応が記されているが、伝の著者の三善清行を含め当時の貴族層の認識はおおよそこのようなものであったと見ておきたい。

(60) 熊谷氏前掲註(44)論文。

【付記】 本稿は、慶應義塾大学学事振興資金（個人研究）による成果の一部である。